

印南町保育料〔保育園：認定こども園〕について

■子育ていなみっ子施策（子育てするなら印南町）

- ① 保育料の半額化
- ② 第3子以降及び第2子（一部）の保育料は無料
- ③ 3～5歳児の副食費は無料

表1. 【令和4年度保育料基準額表】

各月初日の入所就学前子ども の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）				
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	教育（幼稚園等） 標準時間
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税所得割額が右の区分に該当する世帯	48,600円未満	8,000円	7,900円	0円	0円
第4階層		97,000円未満	13,000円	12,800円	0円	0円
第5階層		169,000円未満	22,000円	21,700円	0円	0円
第6階層		301,000円未満	30,000円	29,500円	0円	0円
第7階層		397,000円未満	36,000円	35,400円	0円	0円
第8階層		397,000円以上	43,000円	42,300円	0円	0円

※教育（幼稚園等）標準時間において、市町村民税均等割のみ課税世帯は第2階層になります。

備考

- 1 表1における市町村民税所得割額については、住宅借入金等特別控除等は適用しません。
- 2 表1において、利用者負担額は、4月分から8月分は前年度、9月分から翌年3月分は当該年度の市町村民税額に応じて決定します。

3 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、表2に掲げる階層に認定された場合は、表1の規定にかかわらず、それぞれ表2に示す利用者負担額になります。

(1) ひとり親世帯。

(2) 在宅障害児(者)のいる世帯。在宅障害児(者)とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者です。

表2. 【ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯】

階層区分	利用者負担額(月額)	
	3歳未満児	
	保育標準時間	保育短時間
第3階層～第4階層の一部 (市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯)	3,500円	3,450円

※2人目以降の子どもの利用者負担額は無料になります。

4 保育標準時間・保育短時間は、表3に示す軽減が適用されます。

表3. 【保育標準時間・保育短時間】

階層区分	軽減対象世帯	利用者負担額(月額)
		3歳未満児
		2人目
第3階層～第4階層の一部 (市町村民税所得割額57,700円未満)	同一生計の子どもがいる世帯	無料
第4階層の一部～第8階層 (市町村民税所得割額57,700円以上)	小学校に入るまでの子どもがいる世帯	基準額表の半額

※10円未満の端数は切り捨てます。

5 多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、同一生計の子どもが3人以上いる世帯は、3人目以降の子どもの利用者負担額は無料になります。